

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		児童扶養手当の支給の差止め	
根拠条例・規則名		児童扶養手当法	
条 項		第 14 条、第 15 条	
所 管 部 課		区役所健康福祉部支援課	
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (当該不利益処分の性質上、法令等の定め以上に具体的な基準として定めることが技術的に困難であるため)	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定	平成 年 月 日最終改正
備 考			